

## 【ポイント4】

認知症の症状が進行したときに

財産を管理できるようにしておくための

**任意後見制度 ・ 家族信託**

**認知症**により、

**判断能力を失うと、**

**資産が凍結される。**

## 【資産凍結されると…】

本人名義の預金が下ろせない。（特に定期預金）

本人名義の不動産を処分（売却・贈与等）できない。

本人名義の株式等の金融資産を処分（売却・贈与等）  
できない。

特に、頼れる身内のいない人、  
その可能性のある人に  
オススメ！

# 任意後見制度

判断能力が低下したときに備えて  
財産管理や様々な手続きの代理を  
事前にお願いできる制度

将来、判断能力が低下したときに、後見人にやってもらうことをあらかじめ決めて、契約を結んでおく。

依頼

監督する



契約者



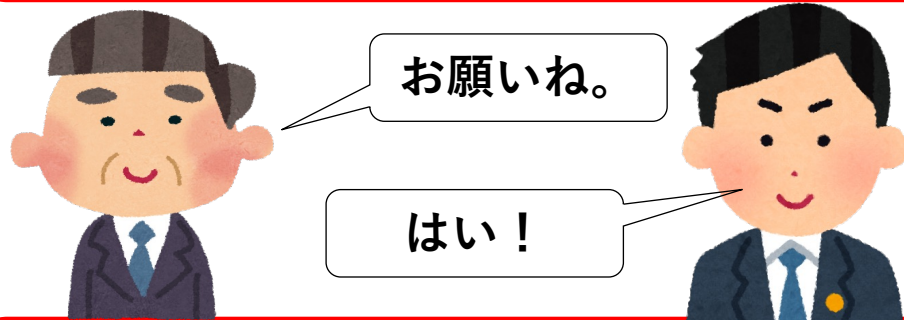
任意後見人



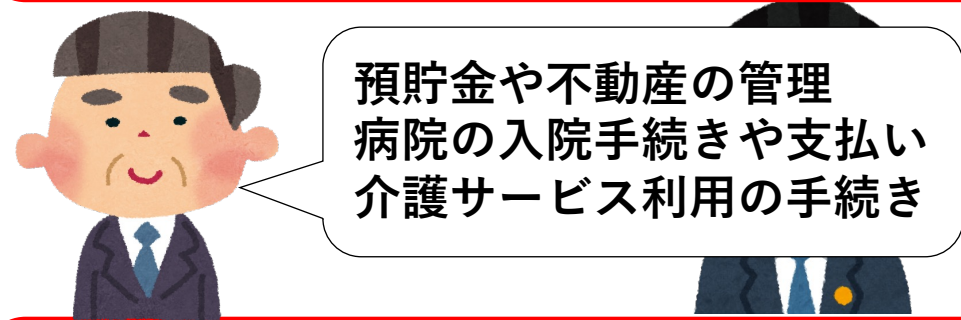
任意後見監督

# 任意後見制度を利用するための流れ

お願いする人を決める  
(任意後見人受任者)



お願いしたい事を決める  
(契約内容の検討)



判断能力が低下したら、  
契約を実行 (監督人が就く)



契約を締結する  
(公正証書にする)



心から信頼できる家族がいる人にオススメ！

# 家族信託

あらかじめ、信用できる家族に財産を預けておき、必要となったときに、家族の判断でその財産を処分（売却等）できるようにしておく制度。

本人

(預ける人)

子供

(預かる人)

本人

(利益を得る人)

契約

所有財産

財産を管理・運用・  
処分する権利

財産からの  
利益を得る権利

名義移転

- ・ 自宅の土地や建物
- ・ その他の不動産
- ・ 株式などの金融資産
- ・ 現金



信託財産

売却する等して得たお金は  
本人のために使う。



# 家族信託を利用するための手続き

家族信託の内容について  
しっかり話し合う



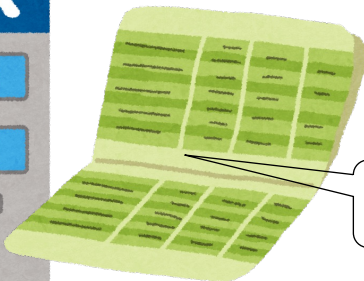
内容を契約書にする  
(公正証書が良い)



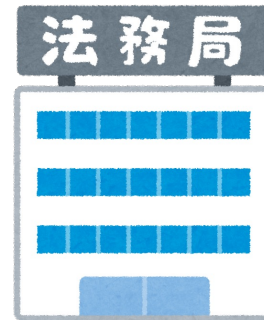
財産管理のための  
専用口座を設ける



契約に従って財産の  
名義を家族に移す



信託口座



**任意後見制度も家族信託も、  
判断能力を失う前でなければ  
準備できない!!**